

戸田市空き家への住み替え補助金

空き家バンクに登録された空き家の売買契約が成立したときに、空き家の所有者が宅地建物取引業者に支払う仲介手数料や、居住目的で空き家を購入された方が行う改修工事や除却工事に関する費用を補助する制度を実施しています。

お手続きの流れは裏面をご覧ください。>>

空き家の所有者



○ 登録促進事業 (仲介手数料補助)

空き家の所有者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料を補助します。

仲介手数料

5万円

空き家の購入者



○ 改修事業

改修工事費

40万円

除却工事費

30万円

○ 除却事業

空き家の改修工事費や建替え目的の除却工事費の一部を補助します。次に該当する場合は、補助金が加算されます。

さらに
おトク!

子育て世帯
の場合

10万円

三世帯同居・
近居の場合

5万円

市内業者・
準市内業者施工の場合

5万円

補助の種類		登録促進事業 (仲介手数料補助)	改修事業	除却事業
補助の対象者		戸田市空き家バンク物件登録者	戸田市空き家バンクに登録された物件を購入し、補助金の交付を受けた日から5年以上自ら居住する意思がある方 ○購入後3年が経過する日の属する年度中に改修工事（または除却工事）を行ってください。	
補助の対象		空き家バンクに登録した物件の売買契約が成立したとき、媒介にあたった宅地建物取引業者に支払った仲介手数料	戸建住宅として自ら居住するために行う改修工事 (耐震基準を満たしていない場合は、耐震改修工事を含みます。)	戸建住宅に建て替え、自ら居住するために行う除却工事
※補助の金額	A 補助額	補助対象経費の 全額	補助対象経費の 1/2 以内	補助対象経費の 1/2 以内
	B 補助金 限度額 (C+D)	5万円	40万円	30万円
	C 基準額			
	D 加算額	なし	(1) 子育て世帯の場合：10万円 (2) 三世帯同居・近居の場合：5万円 (3) 市内業者・準市内業者施工の場合：5万円	

※補助の金額は、AまたはBいずれか少ない方の額になります。

空き家でお困りの方、お探しの方は、建築住宅課までご相談ください。

戸田市 都市整備部 建築住宅課
(住宅政策・マンション担当)

Tel: **048-441-1800** (代表)

戸田市空き家への住み替え補助金 申請の流れ

登録促進事業（仲介手数料補助）の流れ <対象：空き家の所有者>

<空き家所有者>

① 売買契約の成立 ~ ② 仲介手数料の支払い

物件の売買契約が成立後、仲介手数料を宅建業者に支払います。

③ 補助金交付申請

下記の必要書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書 ② 売買契約書の写し
- ③ 仲介手数料の領収書の写し ④ 誓約書

⑥ 交付請求

交付請求書を提出してください。

補助完了

<戸田市>

④ 審査 ~ ⑤ 交付決定・確定

内容の審査を行い、補助金交付の可否を判定します。補助金交付を決定し、補助金額が確定した旨を通知します。

⑦ 補助金交付

指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

改修事業・除却事業の流れ <対象：空き家の購入者>

<空き家購入者>

① 売買契約の成立 ~ ② 仲介手数料の支払い

物件の売買契約が成立後、仲介手数料を宅建業者に支払います。

③ 補助金交付申請

下記の必要書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 土地・建物全部事項証明書または登記簿謄本の写し
- ③ 改修（除却）に係る実施設計書（工程表を含む）と見積書の写し
- ④ 付近見取り図
- ⑤ 工事着工前の写真（改修事業の場合は改修部分の写真、除却事業の場合は建物全体の写真）
- ⑥ 市税等完納証明書 ⑦ 誓約書

⑥ 改修工事（または除却工事）

改修工事（または除却工事）着手、完了写真撮影

※交付決定後速やかに

⑦ 実績報告

下記の必要書類を提出してください。

- ① 実績報告書 ② 工事請負契約書の写し
- ③ 改修（除却）費用の領収書の写し
- ④ 改修（除却）工事時の写真、完了時の写真
- ⑤ <耐震改修工事を含む場合のみ> 新耐震基準への適合を証明する書類

⑨ 交付請求

交付請求書を提出してください。

補助完了

<戸田市>

【フラット35】
のご利用について

補助金と
【フラット35】
の併用で

当初5年間
年0.25%
引下げ

本補助金と併せて住宅金融支援機構の【フラット35】をご利用される場合は、金利がさらに優遇されます。【フラット35】の手続きについては、**事前に市にご相談ください。**

④ 審査 ~ ⑤ 交付決定

内容の審査を行い、補助金交付の可否を判定します。補助金交付が決定した場合、その旨を通知します。

※実績報告は、工事完了後30日、又は年度ごとに市長が定める報告期限のいずれか早い期日までに提出してください。

⑧ 審査・確定

内容の審査を行い、補助金額が確定した旨を通知します。

⑩ 補助金交付

指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。